

自己負担限度額（月額）

70 歳以上 75 歳未満の方

（令和 8 年 7 月診療分まで）

所得区分	外来＋入院（世帯単位）		4 回目以降
	外来（個人単位）	3 回目まで	
現役並所得者Ⅲ （課税所得 690 万円以上）	252,600 円＋（医療費－842,000 円）×1%		140,100 円
現役並所得者Ⅱ （課税所得 380 万円以上）	167,400 円＋（医療費－558,000 円）×1%		93,000 円
現役並所得者Ⅰ （課税所得 145 万円以上）	80,100 円＋（医療費－267,000 円）×1%		44,400 円
一般 （課税所得 145 万円未満）	18,000 円（※1）	57,600 円	44,400 円
低所得者Ⅱ	8,000 円	24,600 円	—
低所得者Ⅰ	8,000 円	15,000 円	—



（令和 8 年 8 月診療分から）

所得要件	外来＋入院（世帯単位）		4 回目以降	年間上限
	外来（個人単位）	3 回目まで		
現役並所得者Ⅲ （課税所得 690 万円以上）	270,300 円＋（医療費－901,000 円）×1%		140,100 円	168 万円
現役並所得者Ⅱ （課税所得 380 万円以上）	179,100 円＋（医療費－597,000 円）×1%		93,000 円	111 万円
現役並所得者Ⅰ （課税所得 145 万円以上）	85,800 円＋（医療費－286,000 円）×1%		44,400 円	53 万円
一般 （課税所得 145 万円未満）	22,000 円（※2）	61,500 円	44,400 円	53 万円 （※4）
低所得者Ⅱ	11,000 円（※3）	25,700 円	24,600 円	29 万円
低所得者Ⅰ	8,000 円	15,700 円	—	18 万円

- ・ 医療費 病院や薬局で医療にかかった費用の総額。
- ・ 4 回目以降 過去 12 か月以内に上記の限度額を超えた支給が 4 回以上あった場合（外来（個人単位）は対象外）の 4 回目からの限度額。
- ・ 年間上限 8 月から翌年 7 月の 1 年間で計算し、超えた金額を支給します。
（申請方法については現時点で未定です）
- ・ 低所得者Ⅰ 同一世帯の世帯主および国保被保険者が住民税非課税で、その世帯の各所得が控除などを差し引きすると 0 円となる方。
- ・ 低所得者Ⅱ 同一世帯の世帯主および国保被保険者が住民税非課税で、低所得者Ⅰ以外の方

- ※1 外来年間限度額は 144,000 円
(8月から翌年7月の1年間で計算し、該当者には申請書を送付します)
- ※2 外来年間限度額は 216,000 円
(8月から翌年7月の1年間で計算し、該当者には申請書を送付します)
- ※3 外来年間限度額は 96,000 円
(8月から翌年7月の1年間で計算し、該当者には申請書を送付します)
- ※4 所得 28 万円未満の場合、年間上限は 41 万円となります。